

別 紙

答申第65号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という）は、別表の「公文書の名称」欄に記載している公文書（以下「本件公文書」という）の非公開部分のうち、次の部分は公開すべきである。

- ・法人側の氏名及び役職名（一般従業員を除く）

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年10月23日に本件異議申立人より島根県情報公開条例(平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という)第6条第1項の規定に基づき、本件公文書の公開請求があった。
- (2) この請求に対し、実施機関は本件公文書を特定し、同年11月6日付けで、部分公開決定を行った。
 - ア 公開しない部分：別表のとおり
 - イ 公開しない理由：旧島根県情報公開条例(平成6年3月25日島根県条例第1号。以下「旧条例」という)第9条第2号に該当
- (3) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の部分公開を不服として同年12月27日に異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い平成19年1月25日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

異議申立人の異議申立書及び意見書並びに意見陳述を要約すると、次のとおりとなる。

- (1) 本件公文書の部分公開決定の取り消しを求める。但し非公開となった部分のうち、苦情を申し立てた住民、住民団体にかかる情報の公開は不要である。
- (2) 県は事業者の違反に関連している文書を公開し、県民に説明する責務を全うすべきである。
- (3) 人の生命、健康、生活又は財産の保護のため公開する必要がある。

人の居住地の隣接で社会的に厳しく規制された業種である産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業を営もうとする場合、一般の企業とは公開の基準が異なる。このことは過去の答申の判断理由にもなっている。

申立人は現に身体的、精神的に被害を受けまた今後も受けるおそれがある。個人情報でもケースバイケースで公開されるべきである。
- (4) 産業廃棄物処理という厳しく規制された業種の企業として、住民苦情に対する県への回答は、社会的に大きな責任があり、回答者は役員であれ一般の従業員であれ

責任ある立場と言える。役員であればなおのこと公開されるべきである。事業者側の責任ある対応の確認のためにも役職や名前の公開が必要である。

(5) 当該事業者の違法な活動という点でも公開されるべきである。

(6) 虚偽の証言の疑惑がある。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 旧条例第9条第2号該当性について

別表の右欄のうち(1)、(3)、(4)、(8)、(9)、(10)及び(12)については、個人に関する情報であって、直接に特定の個人が識別される。(2)、(11)及び(13)については、個人に関する情報であって間接的に特定の個人が識別される。(5)、(6)及び(7)については、苦情申立者の勤務先の名称、職員の職名及び隣接施設の名称であり、間接的に特定の個人が識別される可能性がある。

役員についても、申請書などで様式上役員を書く欄は公開とするが、役員であっても録取等に書かれたものの扱いは、個人情報として非公開としている。

(2) 異議申立人の主張について

申立人が主張した、過去の答申の判断基準にもなっている廃棄物処理業者の特殊性は、法人情報についての考え方である。今回の対象は個人情報である。

誰が請求しても公開する基準は同じである。通常特別の理由で公開の基準が左右されることはない。

(3) 公開の利益について

住民からの苦情に対する、県の指導内容や事業者の対応内容についてはオープンにし、説明はできている。また個人が識別される氏名や役職名を公開しても事業者の対応が変わることはない。したがって、これらの情報が公開される不利益を上回る、公開の利益はない。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、公開請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

なお、平成6年4月1日から平成13年3月31日以前に作成又は取得された、旧条

例に規定する公文書に対する公開請求については、条例附則第7項の規定から、旧条例第9条の規定により非公開情報の該当性について判断するものである。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業を営む〇〇〇〇（以下「本件法人」という）の操業に対する、周辺住民からの苦情の内容及びそれを受けて実施機関が調査、指導をし、本件法人が応じた内容が記録されたもので、実施機関が作成した電話録取票や立入検査の復命書である。なお、公文書は全て平成11年11月から平成12年6月にかけてのものであるが、実施機関の職員が職務上作成し、供覧の手続が終了して実施機関が管理しているものであり、旧条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

(3) 審査の対象について

非公開となった情報は、本件法人に所属するものの役職名、氏名及び本件法人に苦情を申し立てた住民、住民団体にかかる情報である。なお異議申立人は意見書及び意見陳述の中で、苦情を申し立てた住民、住民団体にかかる情報の公開は不要であると主張した。よって審査会は異議申立人が公開を求めている部分については審査の対象としない。したがって、別表の「公開しない部分」のうち(2)、(4)のうち法人側のもの、(8)、(10)のうち法人側のもの、(12)のうち法人側のもの及び(13)が審査の対象となる。

(4) 旧条例第9条第2号該当性

本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。

この非公開とされた部分は、本件法人の事業活動に係る情報の中に含まれる、氏名、役職名であり、実施機関は本号に該当するため非公開としていることから、以下において、本件公文書の非公開部分が、本号に該当するかどうかについて、個別に検討する。

ア 一般に、役職名や氏名は個人に関する情報であると言える。しかし法人等を代表する者又はこれに準ずる地位のある者が当該法人等の職務として行う行為は、当該法人の行為そのものであると解され、役職名や氏名が行為とともに記載された場合、役職名や氏名も内容の一部であるといえる。したがって、このような場合、当該行為はもとより当該役職名や氏名も、当該法人等に関する情報にあたるというべきであり、個人に関する情報とはいえない。

イ 「平成11年11月10日の電話録取」の「(2)役職名(法人側)」

この公文書には、本件法人の周辺住民からなされた、本件法人から発生する黒煙に関する苦情の内容と、それを受けて実施機関の職員が本件法人に立ち入り、確認した内容等が記載されている。異議申立ての対象となった非公開情報は、本件法人に状況を確認した際の、応対した法人側の役職名である。

当審査会においてこの電話録取票を見分したところ、その時の応対は、事業者の職務として本件法人を事実上代表した、責任ある立場で行ったものと推認され

る。また応対した者の役職名を見ると、本件法人の代表者に準ずるともいうべき者と認められる。したがってその応対は当該法人の行為そのものであると解され、このような場合の情報の扱いはアで示したとおりであり、応対した者の役職名は個人に関する情報とは認められず、本号には該当しない。

ウ 「平成12年1月5日の電話録取」の「(4)氏名及び役職名(法人側)」

この公文書には、本件法人の周辺住民からなされた本件法人の焼却炉に関する苦情の内容と、それを受けて実施機関の職員が本件法人に当該苦情を伝えたこと、またその後本件法人から報告のあった内容が記載されている。異議申立ての対象となった非公開情報は、応対した本件法人側の氏名及び役職名である。

当審査会においてこの電話録取票を見分したところ、責任ある立場の者に苦情を伝えていると推認でき、また報告についても、事業者の職務として本件法人を事実上代表した、責任ある立場で行ったものと推認される。またその役職名を見ると、いずれも本件法人の代表者に準ずるともいうべき者と認められる。したがってその応対は当該法人の行為そのものであると解され、このような場合の情報の扱いはアで示したとおりであり、応対した者の氏名及び役職名は、個人に関する情報とは認められず、本号には該当しない。

エ 「平成12年3月3日県が〇〇〇〇に確認した文書」の「(8)氏名及び役職名(法人側)」

この公文書には、実施機関の職員が、本件法人に環境対策等のスケジュールについて聴取した内容が記載されている。異議申立ての対象となった非公開情報は、内容を報告した法人側の氏名及び役職名である。

当審査会においてこの電話録取票を見分したところ、報告は、事業者の職務として本件法人を事実上代表した、責任ある立場で行ったものと推認される。また報告した者の役職名を見ると、本件法人の代表者に準ずるともいうべき者と認められる。したがってその報告は当該法人の行為そのものであると解され、このような場合の情報の扱いはアで示したとおりであり、報告した者の氏名及び役職名は、個人に関する情報とは認められず、本号には該当しない。

オ 「平成12年5月16日の立入検査に関する文書」の「(10)氏名及び役職名(法人側)」

この公文書には、本件法人の周辺住民からなされた本件法人から発生する悪臭等に関する苦情の内容と、それを受けて実施機関の職員が本件法人に立ち入り、確認した内容等が記載されている。異議申立ての対象となった非公開情報は、応対した本件法人側の氏名及び役職名である。

当審査会においてこの文書を見分したところ、この応対は、事業者の職務として本件法人を事実上代表した、責任ある立場で行ったものと推認される。また応対した者のうち役職の記載がある者についてみると、本件法人の代表者に準ずるともいうべき者と認められる。したがってその応対は当該法人の行為そのものであると解され、このような場合の情報の扱いはアで示したとおりであり、氏名及び役職名は、個人に関する情報とは認められず、本号には該当しない。

なお、応対した者のうち一般従業員である者については、本件法人の代表者に

準ずる役職とは見受けられず、補助的な役割での応対と見受けられる。よって個人に関する情報と認められ、本号に該当し非公開が妥当である。

カ 「平成12年6月1日の立入検査に関する文書」の「(12)氏名(13)役職名(法人側)」

この公文書には、本件法人の周辺住民からなされた、本件法人から発生する黒煙に関する苦情を受けて実施機関の職員が本件法人に立ち入り、確認した内容等が記載されている。異議申立ての対象となった非公開情報は、応対した本件法人側の氏名と役職名である。

当審査会においてこの文書を見分したところ、この時の報告は、事業者の職務として本件法人を事実上代表した、責任ある立場で行ったものと推認できる。また報告した者は、本件法人の代表者に準ずるともいべき者と認められる。したがってその報告は当該法人そのものの行為であると解され、このような場合の情報扱いはアで示したとおりであり、役職名は個人に関する情報とは認められず、本号には該当しない。

なお、応対した一般従業員である者については、本件法人の代表者に準ずる役職の者とは見受けられず、また具体的な対応内容については何ら記載されていない。よって個人に関する情報と認められ、本号に該当し非公開が妥当である。

(4) 旧条例第9条第3号該当性

法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは、本号に該当し非公開となる。対応した法人側の役職名、氏名について、実施機関は個人に関する情報に該当するとして非公開としたため、本号の該当性を主張していないが、当該法人そのものの行為は法人に関する情報であると認められるため、当審査会は、旧条例第9条第3号について判断を示す。

一般に役員の役職名は、必要的登記事項のものに限らず、商慣習により役職名を使用し対外的事業活動を行っているのが通常である。非公開とされた役員の氏名及び役職名についても同じように扱われることは当然予想されること、また氏名及び役職名を除いた応対等の内容は全て公開されていることから、この氏名及び役職名を公開しても、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

さらに、本号ただし書イは、本文に該当し通常非公開とされる法人等の情報であっても、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報については公開できるとなっている。これは、法人の活動は社会に及ぼす影響が大きく、社会的責任が求められているためであると解される。

産業廃棄物・特別産業廃棄物処理業は、その事業の性質上、事業活動状況如何によっては、周辺住民の健康や自然環境に悪影響を与えるおそれのある事業であることは否めない。今回の本件法人に関する苦情は、まさに周辺住民の健康被害に関わるものであり、それを受けて実施機関が行った、調査や指導の内容の中にある、本件法人に関する情報を公開することは、住民の生命等の保護に必要であるといえる。

さらに、本件法人の事業の性質や責任を考えると、本件法人が情報を公開されることにより受ける不利益は、受忍すべきものである。

したがって仮に本号本文に該当したとしても、ただし書イに該当し、公開とすべきである。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

実施機関は異議申立人の公開を求める主張に対し、非公開とする場合の理由の中で、公開の利益について「応対した事業者側の氏名や役職名を公開しても、事業者の対応が変わることはない。また住民からの苦情に対する、県の指導内容や事業者の対応内容については全てオープンにし、説明はできている。したがって、仮に氏名や役職名が公開されても、その不利益を上回る公開の利益はない。」と説明している。

しかし、公開の利益の判断をする場合は、実際に実施機関の持っている非公開の情報を住民に公開した場合における、住民の受ける利益を考えること、さらに情報が住民に公開されなかった場合の不利益を考えることも必要なのである。なおこの考え方は条例の基本理念である、「県民の公文書の公開を請求する権利を十分尊重して、この条例を解釈し、運用しなければならない。」という、公文書の原則公開の精神につながるものである。

条例の公開請求権に基づく公開請求に対し、実施機関が非公開とする場合の説明は、公開を前提とする理念の下、公開された場合、されなかった場合のそれぞれの住民の利益・不利益を十分考えた上で判断し、説明していただきたい。

別表

公文書の名称	公開しない部分
平成11年11月10日 電話録取	(1)氏名(住民側) (2)役職名(法人側)
平成11年11月19日の〇〇〇〇への立入検査に関する文書	(3)氏名(住民側)
平成12年1月5日〇〇〇〇の電話録取	(4)氏名及び役職名 (法人側・住民側) (5)勤務先の名称(住民側) (6)職員の職名(住民側) (7)事業場の名称(住民側)
平成12年3月3日県が〇〇〇〇に確認した文書	(8)氏名及び役職名(法人側)
平成12年4月19日〇〇〇〇が県に質問して、県が〇〇〇〇に確認した文書	(9)氏名(住民側)
平成12年5月16日の〇〇〇〇への立入検査に関する文書	(10)氏名及び役職名 (法人側・住民側) (11)住民団体における役職名
平成12年6月1日の〇〇〇〇への立入検査に関する文書	(12)氏名(法人側・住民側) (13)役職名(法人側)

(諮問第 7 9 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 1 月 2 5 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 1 9 年 2 月 2 7 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 0 年 4 月 2 4 日 (審 査 会 第 1 回 目)	審 議
平成 2 0 年 5 月 7 日	異議申立人の意見書を受理
平成 2 0 年 5 月 2 9 日 (審 査 会 第 2 回 目)	実施機関から意見聴取
平成 2 0 年 6 月 2 6 日 (審 査 会 第 3 回 目)	異議申立人から意見聴取
平成 2 0 年 7 月 2 4 日 (審 査 会 第 4 回 目)	審 議
平成 2 0 年 8 月 2 1 日 (審 査 会 第 5 回 目)	審 議
平成 2 0 年 9 月 2 5 日 (審 査 会 第 6 回 目)	審 議
平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日 (審 査 会 第 7 回 目)	審 議
平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日 (審 査 会 第 8 回 目)	審 議
平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日 (審 査 会 第 9 回 目)	審 議
平成 2 1 年 1 月 7 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参 考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	